

横 浜 市 告 示 第 121 号

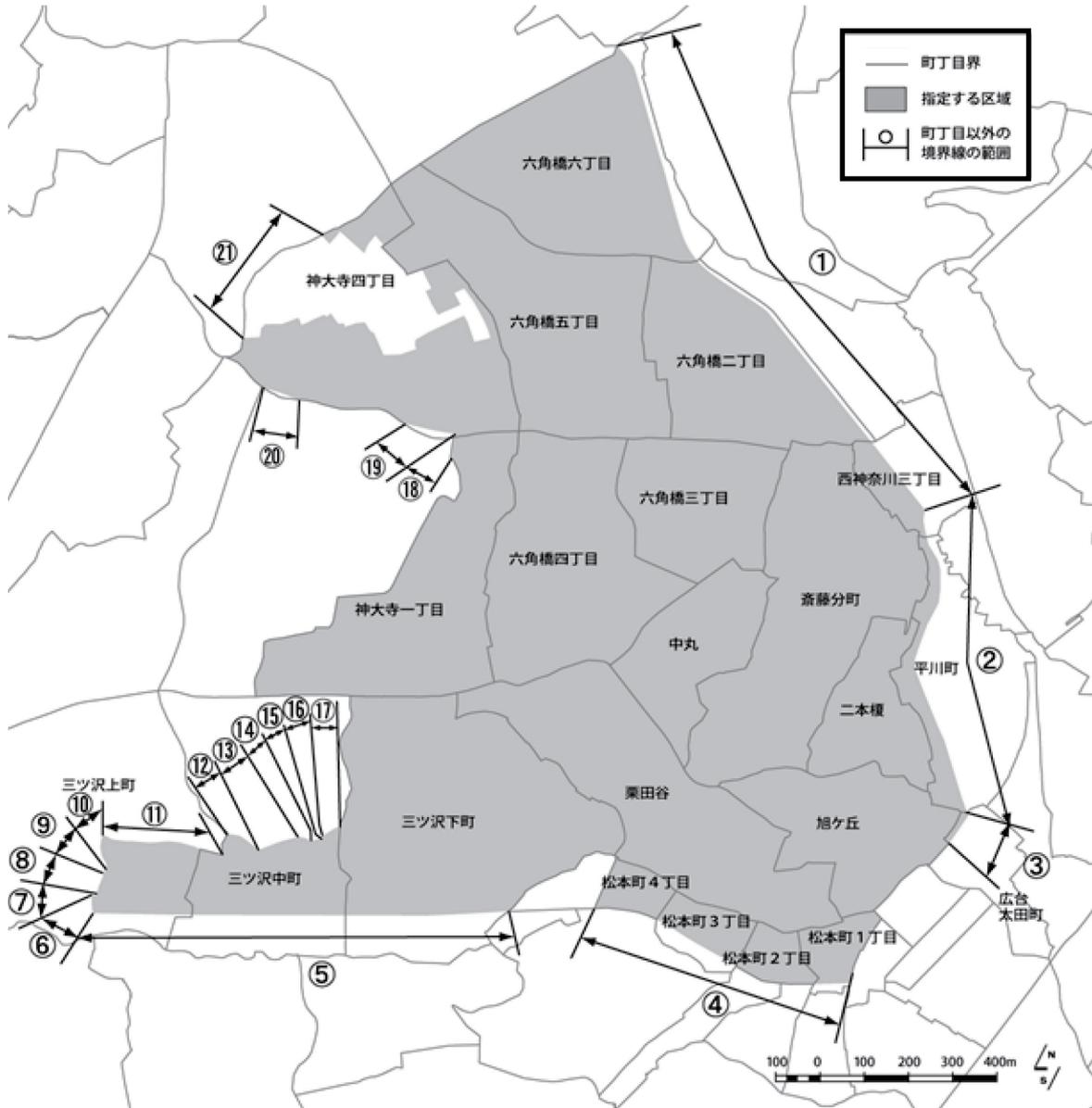
不 燃 化 推 進 地 域 の 指 定

横 浜 市 不 燃 化 推 進 地 域 に お け る 建 築 物 の 不 燃 化 の 推 進 に 関 す る 条 例 ( 平 成 26 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 75 号 ) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 不 燃 化 推 進 地 域 を 別 図 の と お り 指 定 す る 。

平 成 27 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

別図 1 ( 神奈川 A 地区 )



図示された境界線の範囲番号	境界線の種類	路線名等
①	道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。以下同じ。）の中心線（見通し線を含む。以下同じ。）	県道 横浜上麻生
②	道路の中心線	市道 六角橋第 68 号線
③	道路の中心線	市道 六角橋第 305 号線
④	道路の中心線	一般国道 1 号
⑤	道路の中心線	一般国道 1 号
⑥	道路の中心線	市道 豊頭寺線

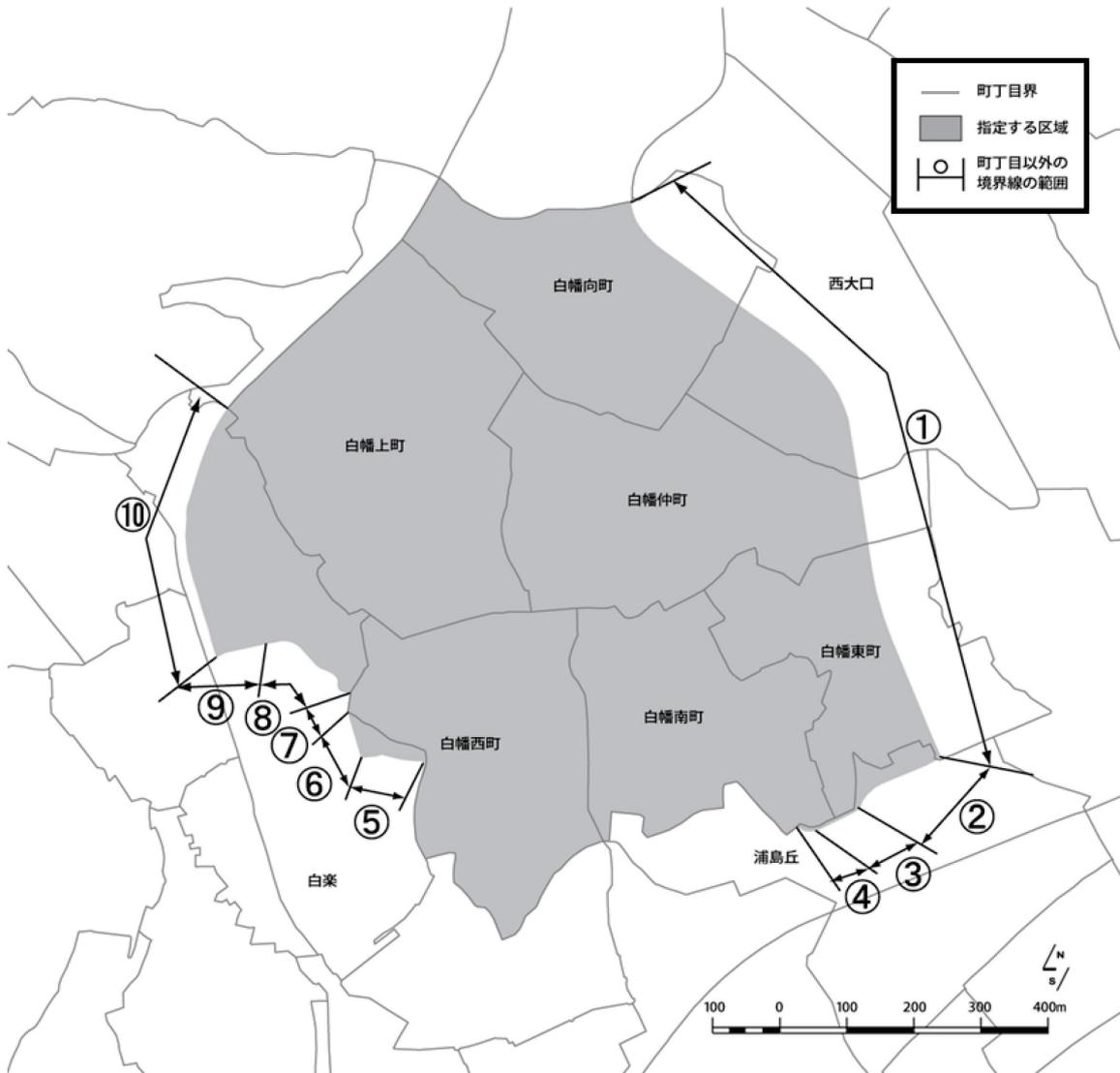
⑦	道路の中心線	市道 峰沢第 152 号線
⑧	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢上町 89 番と 90 番の 1 との境界
⑨	道路の中心線	市道 峰沢第 168 号線
⑩	道路の中心線	市道 峰沢第 165 号線
⑪	道路の中心線	市道 峰沢第 118 号線
⑫	道路の中心線	市道 峰沢第 173 号線
⑬	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 26 との境界、 三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 28 との境界、 三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 11 との境界、 三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 22 との境界、 三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 23 との境界及び 三ツ沢中町 66 番の 1 と同所 48 番の 24 との境界
⑭	道路の中心線	市道 峰沢第 125 号線
⑮	道路の中心線	市道 峰沢第 181 号線
⑯	道路の中心線	市道 峰沢第 131 号線
⑰	土地の境界線及びその見通し線	三ツ沢中町 76 番の 20 と同所 76 番の 55 との境界、 三ツ沢中町 76 番の 21 と同所 76 番の 55 との境界、 三ツ沢中町 76 番の 21 と同所 76 番の 6 との境界、 三ツ沢中町 76 番の 22 と同所 76 番の 6 との境界及び三ツ 沢中町 76 番の 2 と同所 76 番 の 6 との境界
⑱	道路の中心線	市道 篠原第 479 号線
⑲	都市計画道路（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する都市計画に定められた同法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の中心線	横浜国際港都建設計画道路 3・5・8 号六角橋線
⑳	都市計画道路の中心線	横浜国際港都建設計画道路 3・5・8 号六角橋線
㉑	準防火地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する都市計画に定められた同法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する	

準防火地域をいう。以下同じ。)の境界線
---------------------

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 2 ( 神奈川 B 地区 )



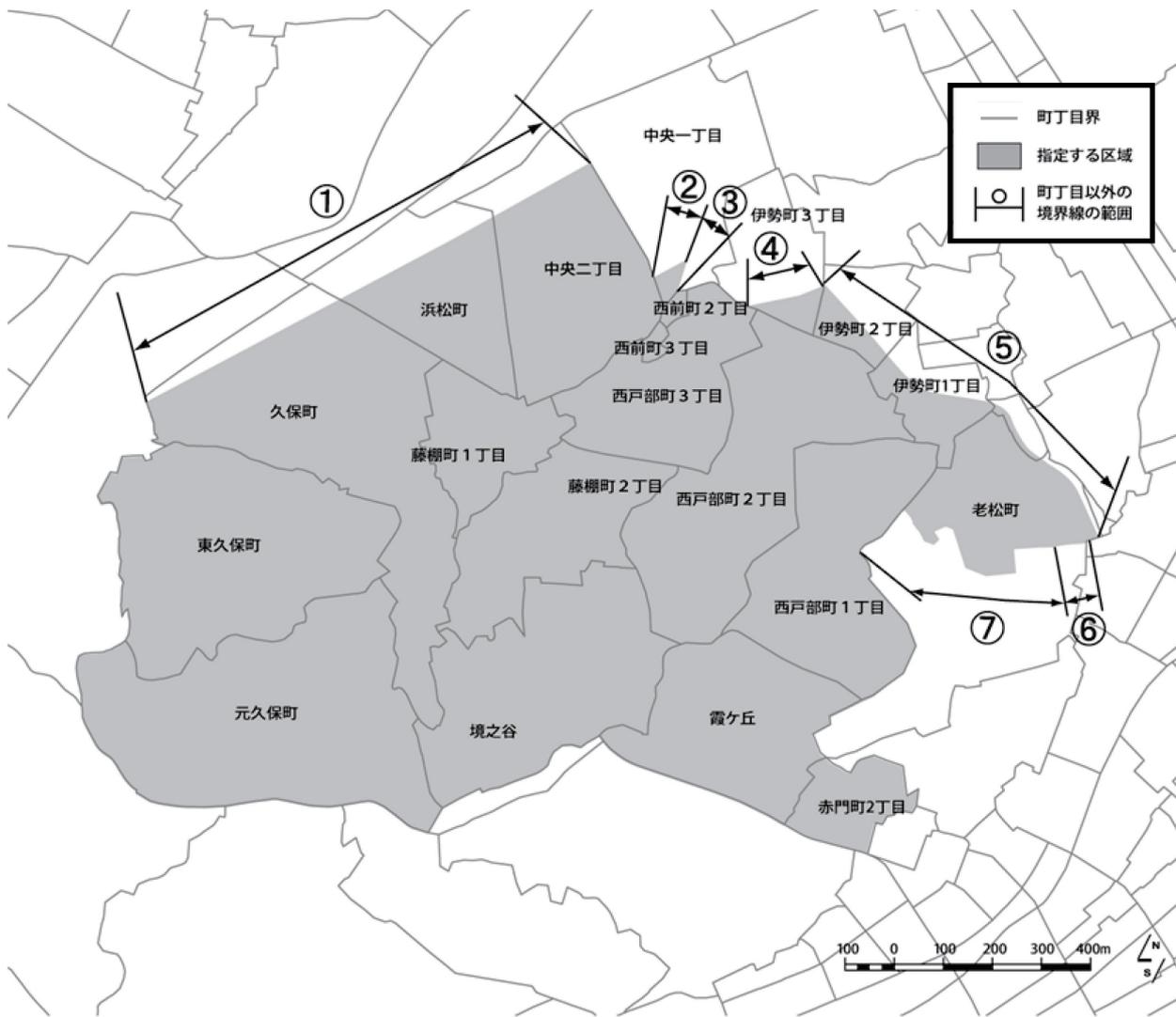
図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	県道 東京丸子横浜
②	道路の中心線	市道 浦島第13号線
③	道路の中心線	市道 浦島第18号線
④	道路の中心線	市道 篠原第239号線
⑤	土地の境界線及びその見通し線	白楽 109 番の 15 と同所 109 番の 14 との境界、 白楽 109 番の 16 と同所 109 番の 14 との境界、 白楽 109 番の 16 と同所 109 番の 5 との境界、 白楽 109 番の 17 と同所 109 番の 5 との境界、

		白楽 109 番の 1 と同所 109 番の 5 との境界及び白楽 109 番の 1 と同所 109 番の 4 の北側境界との境界
⑥	道路の中心線	市道 六角橋第 78 号線
⑦	道路の中心線	市道 篠原第 593 号線
⑧	道路の中心線	市道 篠原第 580 号線
⑨	道路の中心線	市道 篠原第 569 号線
⑩	線路敷の東側の境界線	東京急行電鉄株式会社の線路敷

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 3 (西地区)



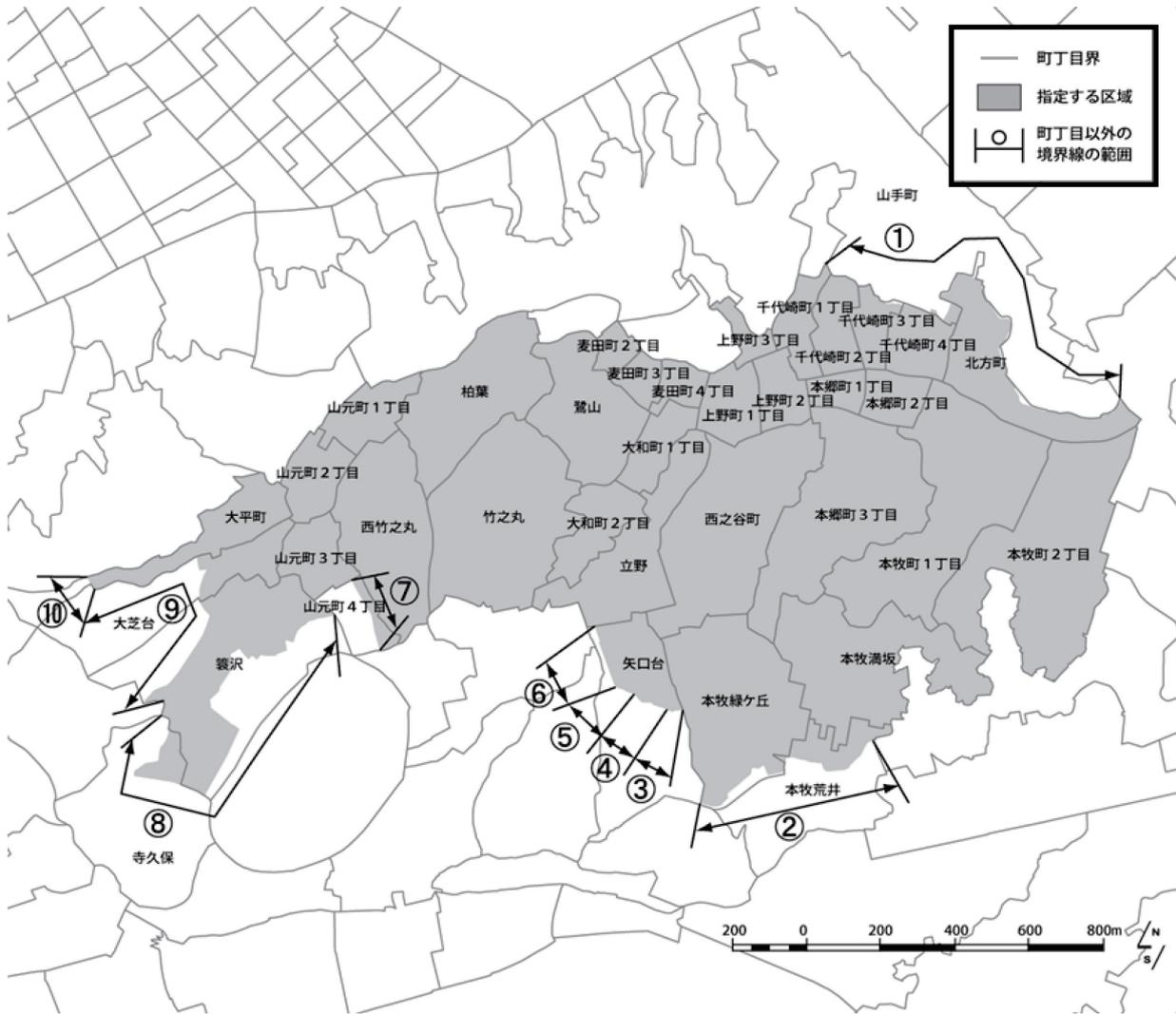
図示された境界線の範囲番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	一般国道1号
②	道路の中心線	市道 西戸部第221号線
③	道路の中心線	市道 西戸部第133号線
④	道路の中心線	市道 西戸部第237号線
⑤	道路の中心線	市道 横浜駅根岸線
⑥	道路の中心線	市道 野毛山通
⑦	都市計画公園(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第2号に掲げる都市計画施設である公園)	横浜国際港都建設計画公園 5・4・301号野毛山公園

	いう。以下同じ。)の境界線	
--	---------------	--

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 4 (中 A 地区)



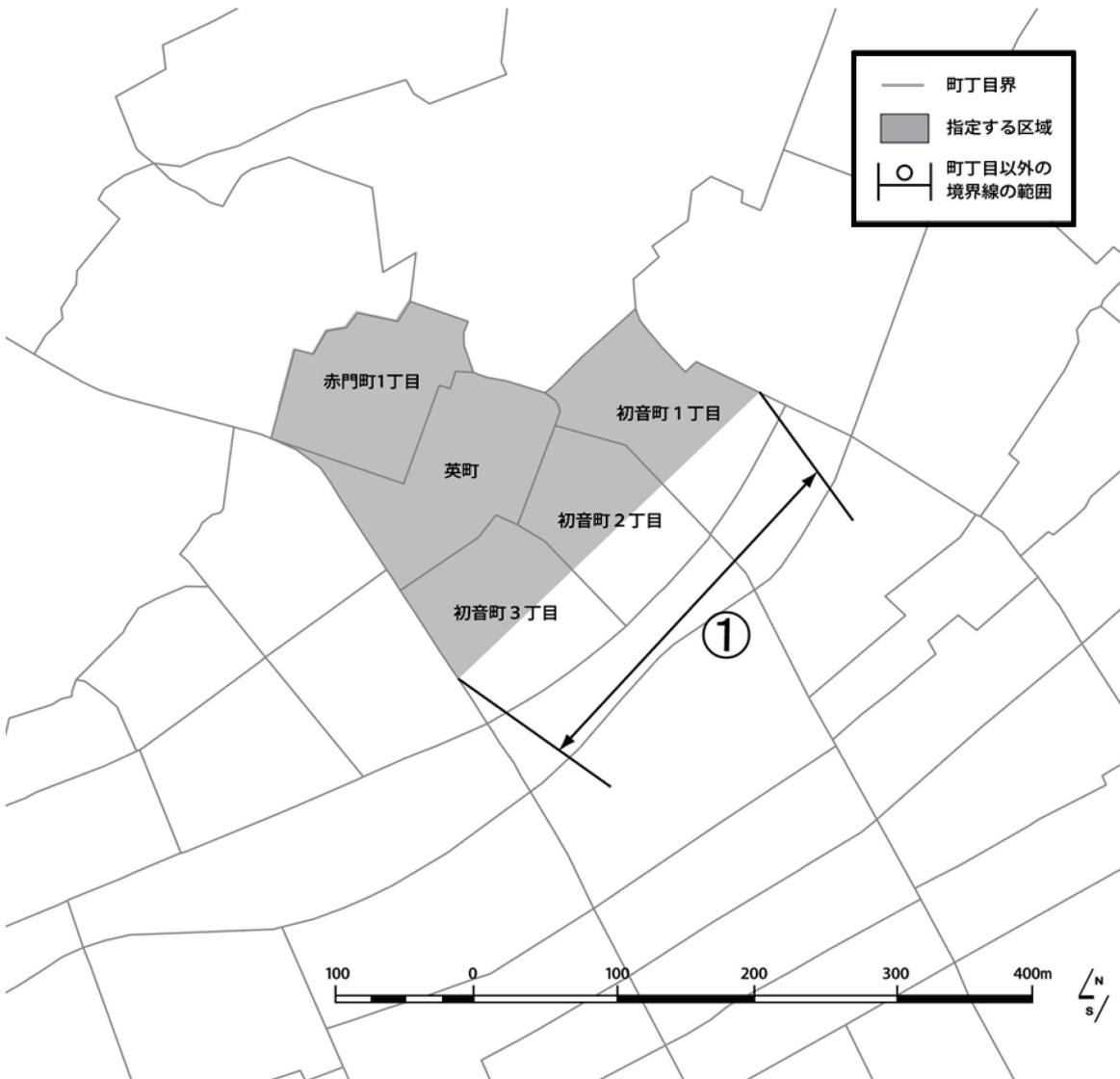
図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	準防火地域の境界線	
②	準防火地域の境界線	
③	準防火地域の境界線	
④	道路の中心線	市道 山元町第 272 号線
⑤	土地の境界線及びその見通し線	矢口台 91 番の 4 と同所 91 番の 3 との境界、 矢口台 91 番の 7 と同所 91 番の 3 との境界、 矢口台 103 番の 3 と同所 91 番の 3 との境界、 矢口台 103 番の 3 と同所 10

		3 番 の 7 と の 境 界 、 矢 口 台 103 番 の 2 と 同 所 10 3 番 の 6 と の 境 界 及 び 矢 口 台 103 番 の 1 と 同 所 103 番 の 5 と の 境 界
⑥	線 路 敷 の 東 側 の 境 界 線	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 の 線 路 敷
⑦	道 路 の 中 心 線	市 道 横 浜 駅 根 岸 線
⑧	準 防 火 地 域 の 境 界 線	
⑨	準 防 火 地 域 の 境 界 線	
⑩	道 路 の 中 心 線	市 道 蒔 田 第 202 号 線

備 考

- 1 指 定 す る 区 域 は 、 こ の 図 に お い て 着 色 し た 範 囲 の 外 縁 の 町  
丁 目 界 及 び 表 に 掲 げ る 境 界 線 で 囲 ま れ た 区 域 と す る 。
- 2 指 定 し た 区 域 は 、 平 成 27 年 1 月 15 日 に お け る 行 政 区 画 、 道  
路 ( 都 市 計 画 道 路 を 含 む 。 ) 、 河 川 、 鉄 道 そ の 他 の も の に よ  
っ て 表 示 さ れ た も の と す る 。

別図 5 (中 B 地区)

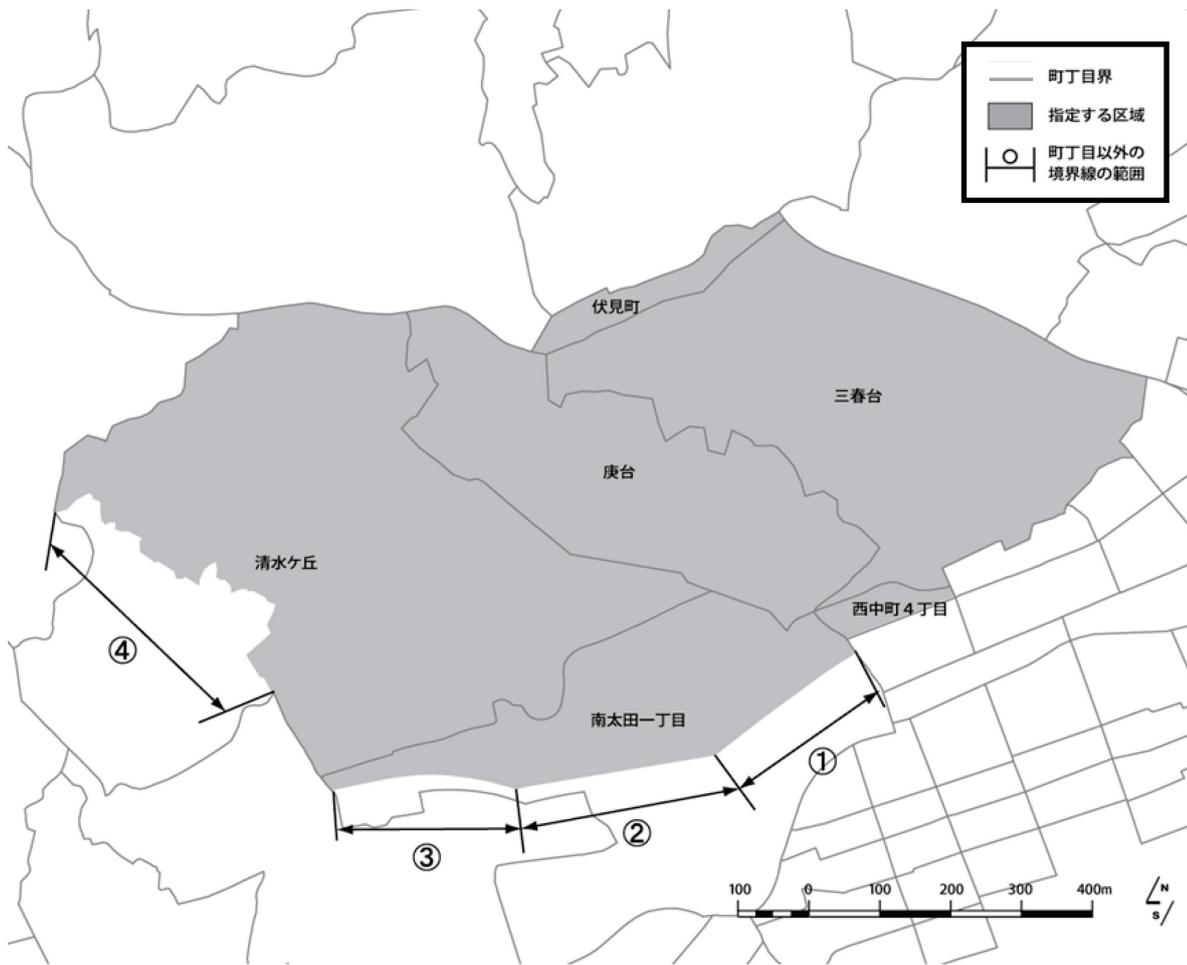


図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	県道 弥生台桜木町

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成27年1月15日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 6 (南 A 地区)

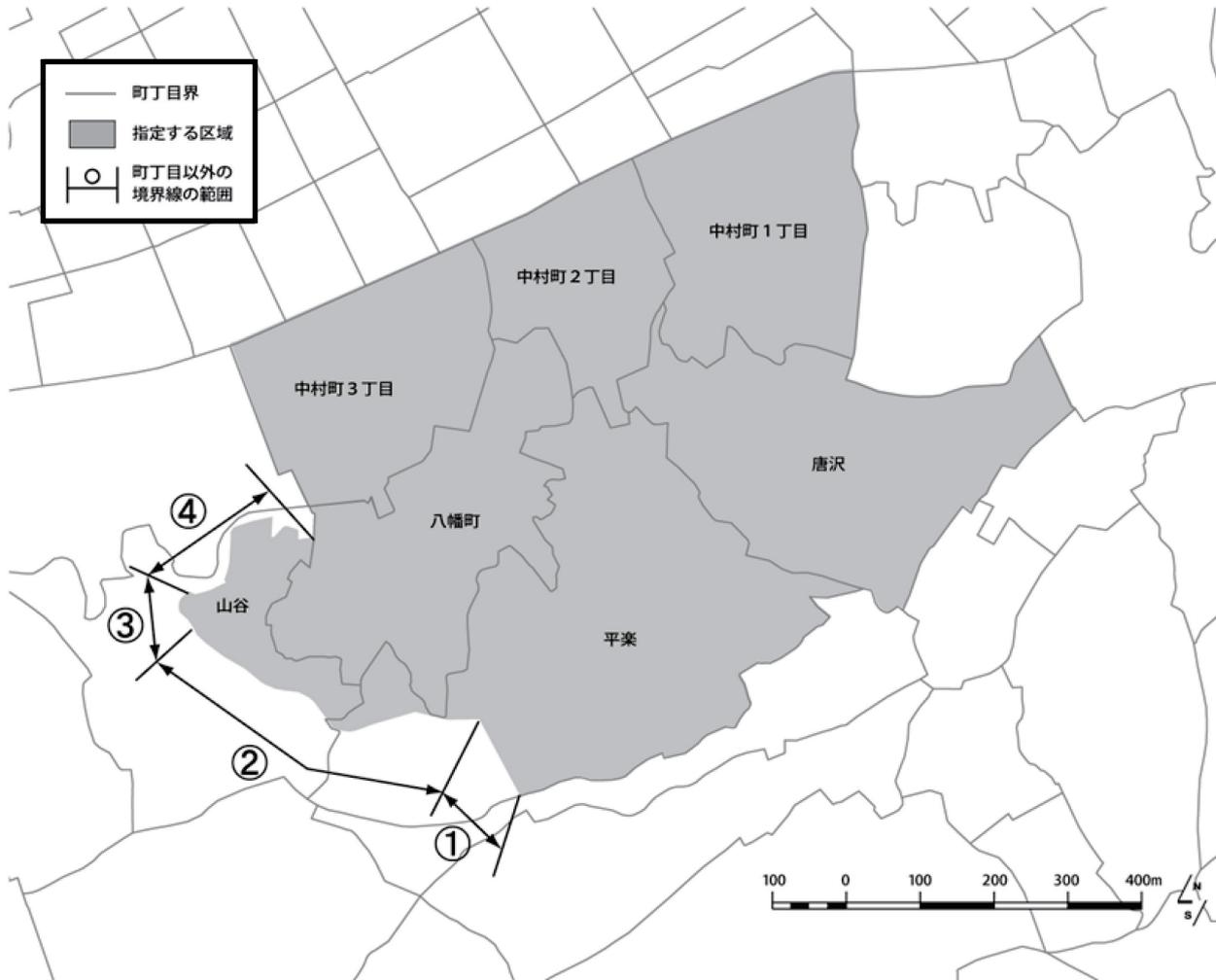


図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	県道 弥生台桜木町
②	線路敷の北側の境界線	京浜急行電鉄株式会社の線路敷
③	道路の中心線	市道 高速 2 号線
④	都市計画公園の境界線	横浜国際港都建設計画公園 6・4・501号清水ヶ丘公園

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 7 (南 B 地区)



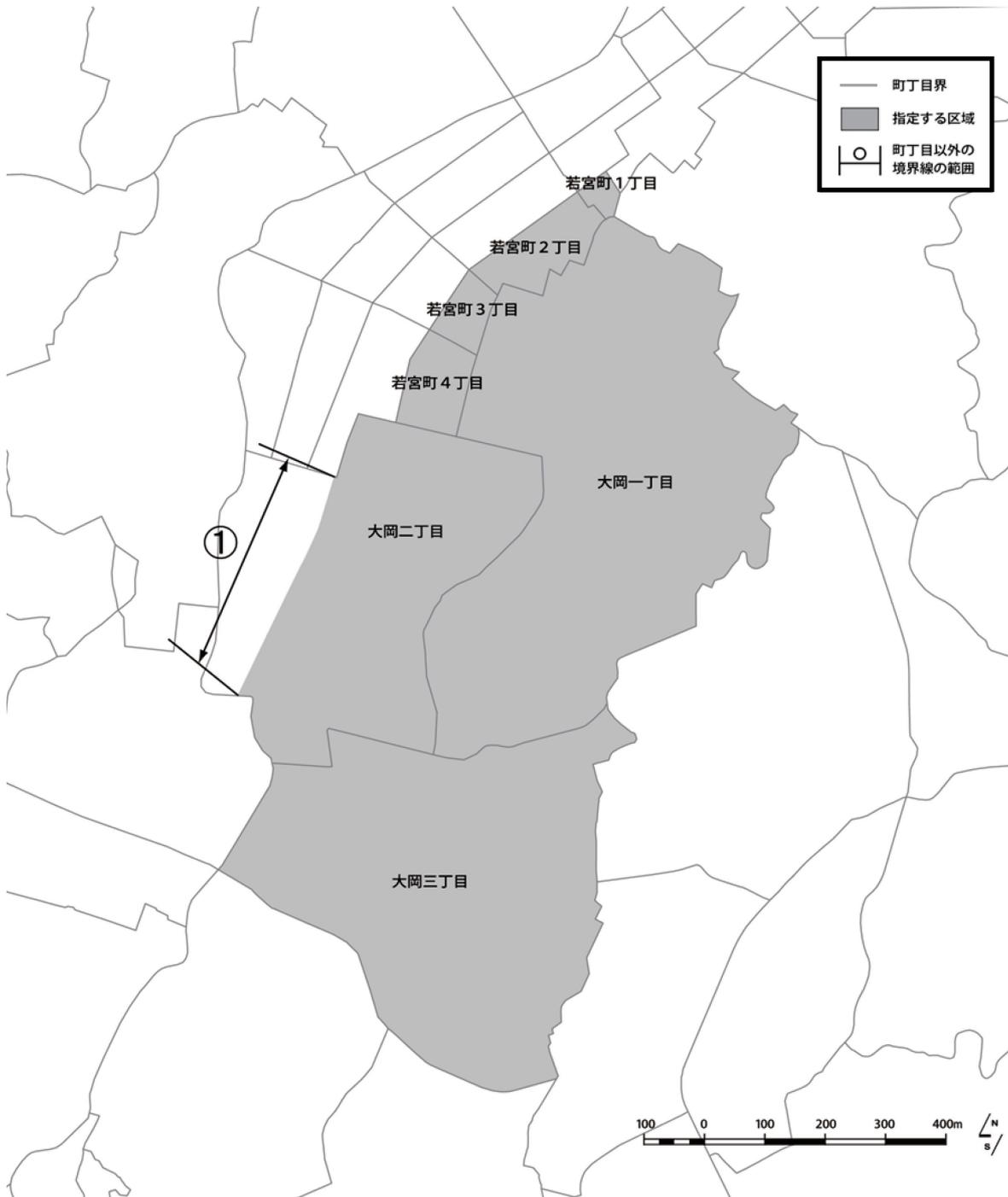
図示された境界線の範囲番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	市道 蒔田第 202 号線
②	道路の中心線	市道 中村山手線
③	道路の東側の境界線（見通し線を含む。）	市道 蒔田第 88 号線
④	土地の境界線及びその見通し線	山谷 82 番の 32 と同所 82 番の 31 との境界、 山谷 82 番の 31 と同所 82 番の 4 との境界、 山谷 82 番の 13 と同所 82 番の 4 との境界、 山谷 82 番の 13 と同所 82 番の 12 との境界、

	山谷 82 番 の 13 と 同 所 81 番 の 1 と の 境 界、 山谷 82 番 の 13 と 同 所 82 番 の 3 と の 境 界 及 び 山 谷 82 番 の 13 と 同 所 82 番 の 37 と の 境 界
--	--

備 考

- 1 指 定 す る 区 域 は、こ の 図 に お い て 着 色 し た 範 囲 の 外 縁 の 町 丁 目 界 及 び 表 に 掲 げ る 境 界 線 で 囲 ま れ た 区 域 と す る。
- 2 指 定 し た 区 域 は、平 成 27 年 1 月 15 日 に お け る 行 政 区 画、道 路（都 市 計 画 道 路 を 含 む。）、河 川、鉄 道 そ の 他 の も の に よ っ て 表 示 さ れ た も の と す る。

別図 8 (南 C 地区)

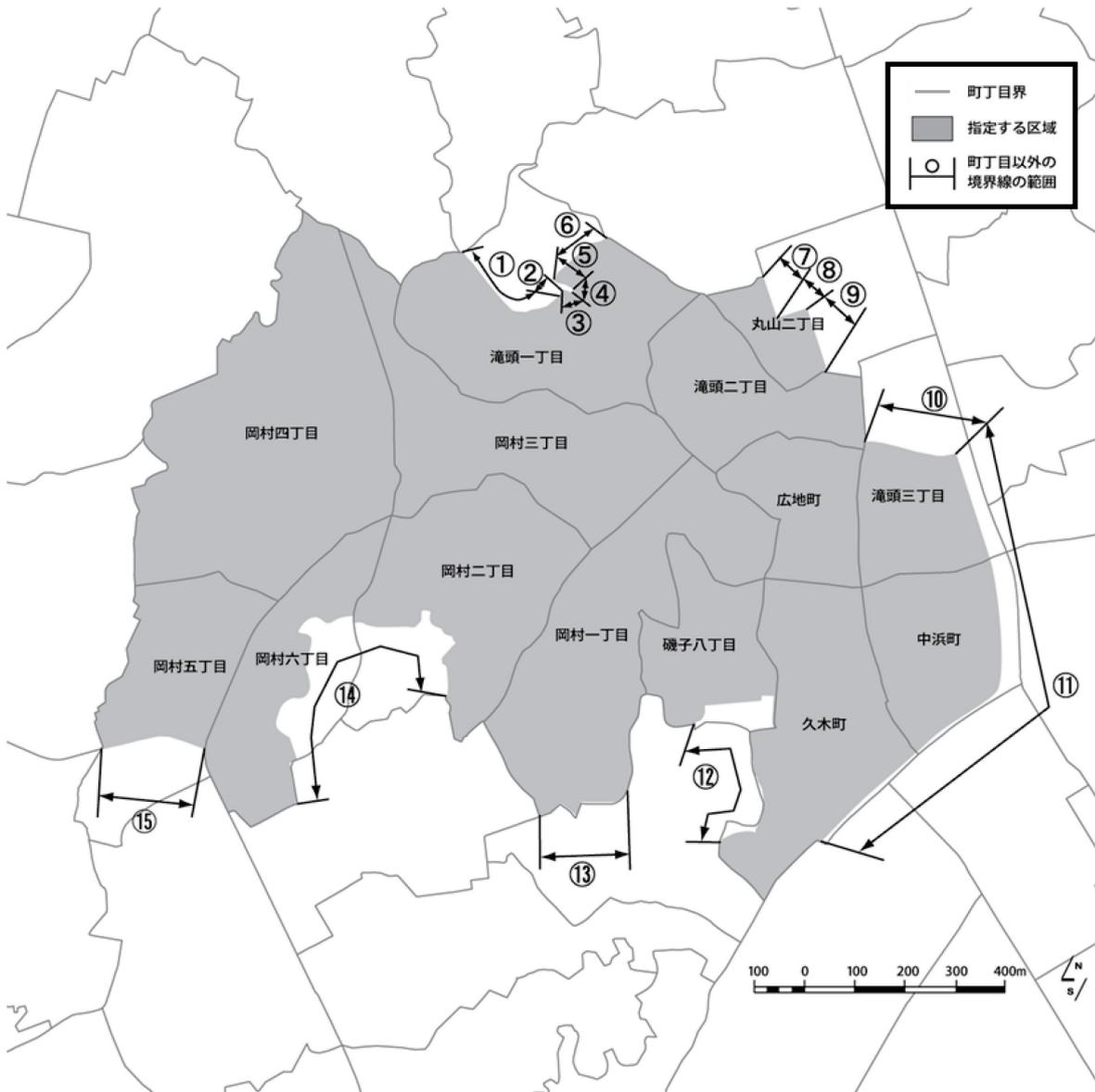


図示された境界線の範囲の番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	県道 横浜鎌倉

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

別図 9 (磯子地区)



図示された境界線の範囲番号	境界線の種類	路線名等
①	道路の中心線	市道 蒔田第 402 号線
②	道路の中心線	市道 蒔田第 423 号線
③	道路の中心線	市道 蒔田第 425 号線
④	道路の中心線	市道 蒔田第 448 号線
⑤	道路の中心線	市道 蒔田第 419 号線
⑥	道路の中心線	市道 蒔田第 421 号線
⑦	道路の中心線	市道 蒔田第 458 号線
⑧	道路の中心線	市道 蒔田第 465 号線
⑨	道路の中心線	市道 蒔田第 463 号線
⑩	道路の中心線	市道 蒔田第 553 号線

⑪	道路の中心線	一般国道 16 号
⑫	準防火地域の境界線	
⑬	準防火地域の境界線	
⑭	準防火地域の境界線	
⑮	道路の中心線	市道 大岡岡村線

備考

- 1 指定する区域は、この図において着色した範囲の外縁の町丁目界及び表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。
- 2 指定した区域は、平成 27 年 1 月 15 日における行政区画、道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。